

(別紙3)

令和4年度 みやぎの企業的園芸等整備モデル事業 募集要領

募集期間：令和4年3月22日（火）

～令和4年4月20日（水）まで

本案内は本事業の財源となる地方創生推進交付金の交付決定を前提としています。
よって、交付決定状況により事業が実施されない場合があります。

なお、事業に関する要綱・要領、各種申請様式等は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/kigyouteki2203.html>

1 事業の目的

本事業は、農業による地方創生により農業産出額の増大と雇用創出を図るため、みやぎの企業的園芸等整備モデル事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、県内の農業法人が実施する、地域活性化に寄与する取組を含んだ事業計画を実現するために必要な機械・施設等の整備に要する経費について、その一部を補助するものです。

2 事業対象者

宮城県内に本店を有する農業法人を対象とします。

なお、補助金の交付を受けるためには、みやぎの企業的園芸等整備モデル事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を申請し、知事の認定を受ける必要があります。

3 募集期間

令和4年3月22日（火）～令和4年4月20日（水）（各地方振興事務所必着）

4 個別事業メニュー

(1) 企業的園芸等施設整備型

①補助対象

園芸特産物における先進的技術導入による生産性向上や生産から出荷までの拠点づくり、地域の雇用創出など企業的経営の取組に必要な施設等の整備

③補助率：事業対象経費の1/2以内

④補助上限額：25,000千円

⑤採択件数：2件程度

⑥要件：以下の要件を満たした事業実施計画を作成し、知事の認定を受けること

- イ 新規雇用(常時雇用1人以上又は年間延べ200日(1日8時間)以上)を確保すること。
- ロ 先進技術等の導入により、目標年(概ね3年後)までに年間販売金額が10,000千円以上増加すること
- ハ 対象となる総事業費が概ね30,000千円以上であること
- ニ 地域活性化に寄与する取組であること
- ホ 支援機関による技術面や経営面、人材育成等の支援を受けること

へ 生産計画や収支・資金繰り計画，雇用計画，施設等整備計画が適切であること

(2) 付加価値創造支援型

①補助対象

園芸特産物における加工・業務用向けや実需者との契約栽培，土地利用型大規模露地園芸における機械化一貫体系による効率化，新商品開発や新しいサービスによる経営の多角化・高付加価値化等の取組に必要な機械等の整備

③補助率：事業対象経費の1/2以内

④補助上限額：10,000千円

⑤採択件数：2件程度

⑥要件：以下の要件を満たした事業実施計画を作成し，知事の認定を受けること

イ 加工・業務用や契約栽培の取組等により，目標年（概ね3年後）までに年間販売金額が5,000千円以上増加すること

ロ 対象となる総事業費が概ね10,000千円以上であること

ハ 地域活性化に寄与する取組であること

ニ 支援機関による技術面や経営面，人材育成等の支援を受けること

ホ 生産計画や収支・資金繰り計画，雇用計画，機械等整備計画が適切であること

※いずれのメニューも翌年度への繰越しはできません

事業計画が令和5年2月末までに（支払いまで）完了する計画であること

5 事業実施計画作成の注意点

本事業は，農業における地方創生により農業生産の増大と雇用創出を目的としており，施設整備による生産規模の拡大等にあたっては，十分な事業計画の策定が重要となります。

このため，事業の実施を希望する事業者の方々には，早めに各地域を所管する県地方振興事務所農業振興部等へ相談いただくとともに，計画作成に向けた指導・助言を受けた上で計画を作成いただくようお願いします。

6 申請方法

(1) 申請方法

本事業に基づく事業実施計画の認定を希望する農業法人等は，事業実施計画を作成の上，本店等の所在地を所管する県地方振興事務所農業振興部に直接申請してください。

(2) 提出書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。提出書類のほか，必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

なお，提出書類等の返却はいたしません。

①みやぎの企業的園芸等整備モデル事業実施計画承認申請書（別記様式第1号）

②みやぎの企業的園芸等整備モデル事業実施計画書（別紙1）

（事業実施計画書内で求めている資料は必ず添付してください。）

③仕様書及び実施設計書

④見積書（2社以上。内訳書も添付のこと。），カタログ等

⑤図面・配置図

⑥事業箇所の位置図

⑦納税証明書（すべての県税）

⑧直近3か年の決算書の写し

⑨法人定款，登記簿謄本の写し

⑩その他，実施要領等で定められている資料

- (3) 提出部数
2部（正本1部，写し1部）

7 事業計画の審査及び認定

(1) 事業審査

事業実施計画の募集終了後に、外部委員による事業審査会を開催します。事業審査会では、事業実施計画の事業内容の妥当性や事業の成長性、事業の目標、生産販売計画や収支・資金計画の妥当性、経営体の財務状況等について審査を行い、認定する事業実施計画を決定します。

なお、事業審査会において、申請者は事業実施計画に基づき、15分間程度の説明をしていただきます。

(2) 予備審査

申請された事業実施計画について、事前に予備審査を行い、総合的な知見から審査会にかけ事業実施計画を決定する場合があります。

(3) 認定結果の通知

事業実施計画の認定結果については、後日、園芸推進課より申請者あて通知いたします。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられません。

8 補助事業の実施

(1) 補助金交付申請等

事業実施計画の認定を受けたものは、みやぎの企業的園芸等整備モデル事業費補助金の交付を受けることができます。

交付申請及びその後の手続きについては、認定者に対して別途お知らせいたします。

(2) 公表

採択となった場合には、法人名、テーマ、事業内容、補助金対象額等の情報を公表します。

(3) 補助事業期間

当該補助金の性質上、県から事業実施主体への補助金の交付が令和4年度内に完了する必要があります。したがって、事業実施主体における事業期間は、交付決定日から令和5年2月末までを目安とします。

事業の着手（機器・機械等の入札を含む。）は、原則として、補助金の交付決定後に行うこととなります。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を提出してください。

この場合、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等については、自らが負担することになりますので御承知ください。

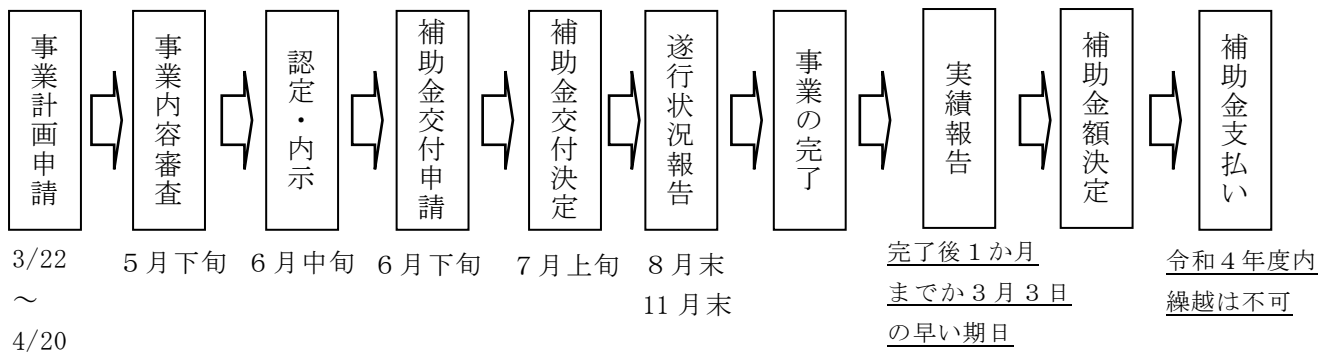
(4) 補助金の支払い

原則として補助金の支払いは、補助事業の終了後、補助金の額の確定をした後に精算払いとなります。

(5) 状況報告

事業実施後5年間、運営状況を報告いただきます。

9 事業実施スケジュール（予定）



問い合わせ先：

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班
 仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班
 北部地方振興事務所農業振興部農業振興班
 東部地方振興事務所農業振興部農業振興班
 気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班
 園芸推進課先進的園芸推進班

TEL：0224-53-3289 FAX：0224-53-3138
 TEL：022-275-9250 FAX：022-275-0296
 TEL：0229-91-0717 FAX：0229-23-0910
 TEL：0225-95-7809 FAX：0225-95-2999
 TEL：0226-24-2534 FAX：0226-22-1606
 TEL：022-211-2723 FAX：022-211-2849